

# 熊本県公報

号外 第29号  
令和元年(2019年)  
12月13日(金)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

### 規 則

- 熊本県職員等の失業者退職手当支給規則の一部を改正する規則…………… (人事課) 1
- 熊本県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則…………… (自然保護課) 3
- 熊本県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則…………… ( " ) 3

## 規 則

熊本県職員等の失業者退職手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和元年12月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

### 熊本県規則第16号

熊本県職員等の失業者退職手当支給規則の一部を改正する規則

熊本県職員等の失業者退職手当支給規則(昭和50年熊本県規則第57号)の一部を次のように改正する。

第7条の2中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

第9条第2項中「起算して1箇月以内」を「、基本手当に相当する退職手当の支給を受ける資格に係る退職の日の翌日から起算して4年を経過する日までの間(同項の規定により加算された期間が4年に満たない場合は、当該期間の最後の日までの間)」に改める。

別記第1号様式(裏面)を次のように改める。

別記第1号様式(第4条、第6条、第9条、第16条、第20条関係)  
(裏面)

| 所属長<br>記載欄               | 退職者<br>記載欄               | 退 職 事 由                                       |
|--------------------------|--------------------------|---|
| <input type="checkbox"/> | -----                    | 1 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生ずることによるもの      |
|                          |                          | 2 定年、任用期間満了等によるもの                             |
| <input type="checkbox"/> | -----                    | (1) 定年による退職(定年 歳)                             |
| <input type="checkbox"/> | -----                    | (2) 任用期間満了による退職                               |
|                          |                          | 3 任命権者からの働きかけによるもの                            |
| <input type="checkbox"/> | -----                    | (1) 懲戒免職等処分                                   |
| <input type="checkbox"/> | -----                    | (2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職又はこれに準ずる退職           |
| <input type="checkbox"/> | -----                    | (3) 地方公務員法第28条第1項第2号の規定による免職又はこれに準ずる退職        |
| <input type="checkbox"/> | -----                    | (4) 地方公務員法第28条第1項第1号若しくは第3号の規定による免職又はこれに準ずる退職 |
| <input type="checkbox"/> | -----                    | (5) 退職勧奨                                      |
|                          |                          | 4 職場における事情に起因する退職                             |
| <input type="checkbox"/> | -----                    | (1) 勤務公署の移転により通勤困難となったため                      |
| <input type="checkbox"/> | -----                    | (2) 公務上の傷病による退職                               |
| <input type="checkbox"/> | -----                    | 5 職員の個人的な事情に起因する退職                            |
|                          | <input type="checkbox"/> | (1) 職務に耐えられない体調不良、けが等があったため                   |
|                          | <input type="checkbox"/> | (2) 妊娠、出産、育児等を行う必要があったため                      |
|                          | <input type="checkbox"/> | (3) 家庭の事情の急変(父母の扶養、親族の介護等)があったため              |
|                          | <input type="checkbox"/> | (4) 配偶者等との別居生活が継続困難となったため                     |
|                          | <input type="checkbox"/> | (5) 転居により通勤困難となったため(新住所: )                    |
|                          | <input type="checkbox"/> | (6) その他(具体的に )                                |
| <input type="checkbox"/> | -----                    | 6 その他(1—5のいずれにも該当しない場合)                       |
| 具体的事情記載欄(所属長用)           |                          |   |

## 附 則

## (施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第7条の2及び別記第1号様式(裏面)の改正規定並びに附則第2項、第4項及び第5項の規定は、令和元年12月14日から施行する。

## (経過措置)

2 前項ただし書に規定する規定の施行の日前に退職した者がこの規則による改正前の熊本県職員等の失業者退職手当支給規則(以下「旧規則」という。)第7条の2第4号に掲げる者に該当する場合は、その者をこの規則による改正後の熊本県職員等の失業者退職手当支給規則(以下「新規則」という。)第7条の2に規定する熊本県職員等退職手当支給条例(昭和28年熊本県条例第56号)第10条第1項に規定する規則で定める者とみなす。

3 新規則第9条第2項の規定は、新規則第4条に規定する基本手当に相当する退職手当の支給を受ける資格に係る退職の日の翌日から起算して4年を経過する日がこの規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後にある者からの申出について適用し、当該退職の日の翌日から起算して4年を経過する日が施行日前にある者からの申出については、なお従前の例による。

4 附則第1項ただし書に規定する規定の施行の際現に旧規則の規定により提出され、又は交付されている退職票は、新規則の規定により提出され、又は交付された退職票とみなす。

5 附則第1項ただし書に規定する規定の施行の際現に存する旧規則に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

熊本県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

## 熊本県規則第17号

熊本県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

熊本県立自然公園条例施行規則(昭和47年熊本県規則第45号)の一部を次のように改正する。

第17条の次に次の1条を加える。

(条例第24条第3項第2号の規則で定める者)

第17条の2 条例第24条第3項第2号の規則で定める者は、精神の機能の障害によりその認定関係事務を適確に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

第25条の2中「地方公共団体」を「国又は県以外の地方公共団体」に改める。

第25条の3中「地方公共団体」を「国及び地方公共団体」に改め、同条第1号アを次のように改める。

ア 精神の機能の障害によりその生態系維持回復事業を適正かつ確実にを行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

第25条の3第1号イ中「この」を削る。

第25条の4第4項に次の1号を加える。

(3) 国及び地方公共団体以外の者が条例第37条第3項の認定を受ける場合は、前条第1号ア及びイの規定に該当しないことを説明した書類

別記第12号様式記載上の注意第6号中「別記第13号様式)」の次に「並びに熊本県立自然公園条例施行規則第25条の3第1号ア及びイの規定に該当しないことを説明した書類」を加える。

## 附 則

1 この規則中第25条の2及び第25条の3の改正規定、第25条の4第4項に1号を加える改正規定並びに別記第12号様式記載上の注意第6号の改正規定並びに附則第2項の規定は公布の日から、その他の規定は令和元年12月14日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の熊本県立自然公園条例施行規則の規定により提出されている申請書その他の書類は、改正後の熊本県立自然公園条例施行規則の規定により提出された申請書その他の書類とみなす。

熊本県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

## 熊本県規則第18号

熊本県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

熊本県自然環境保全条例施行規則(昭和48年熊本県規則第60号)の一部を次のように改正する。

第24条の3中「者が、」を「者が」に改め、同条第1号アを次のように改める。

ア 精神の機能の障害によりその生態系維持回復事業を適正かつ確実にを行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

第24条の3第1号イ中「この」を削る。

第24条の4第3項に次の1号を加える。

(3) 国及び地方公共団体以外の者が条例第18条の3第3項の認定を受ける場合は、前条第1号ア及びイの規定に該当しないことを説明した書類別記第6号の2様式記入上の注意第7号を次のように改める。

(7) 申請に当たっては、次に掲げる書類を添付してください。

① 生態系維持回復事業実施計画書（別記第6号の3様式）

② 生態系維持回復事業の実施に係る認定を受ける場合は、熊本県自然環境保全条例施行規則第24条の3第1号ア及びイの規定に該当しないことを説明した書類

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の熊本県自然環境保全条例施行規則の規定により提出されている申請書その他の書類は、改正後の熊本県自然環境保全条例施行規則の規定により提出された申請書その他の書類とみなす。